

## (2) 教育委員会事務事業点検評価（図書館）について

### 1. はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとなっています。

### 2. 目的

蕨市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を自ら点検評価し、効果的な教育行政の推進と教育目標の達成に資するとともに、その結果に関する報告書を議会へ報告し公表することで、市民への説明責任を果たし、より効率的で市民に信頼される公正で開かれた教育行政を推進することを目的としています。

### 3. 事務事業点検評価の対象及び方法

蕨市教育行政の点検評価では、令和2年度からの5年間を計画期間とする第2次蕨市教育振興基本計画の「施策の展開・主な取り組み」の中から、図書館は「図書資料の貸出（予約）事業」を選定し、令和4年度に実施した事業の取り組み状況及び成果、課題、今後の取り組みを踏まえ、実施しました。評価シートでは、取り組みにおける効果と課題の観点で事業を検証し、コストと実績を勘案したうえで、取り組みに対する評価として、総括的に4段階評価を実施することといたしました。

なお、この事務事業点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する方など、外部の方々に、施策についての評価をいただくとともに、さまざまなご意見、ご助言をいただきました。ご意見、ご助言をいただいた方々は、次のとおりです。

(敬称略)

氏 名	所 属 等 ( 現 職 等 )
佐 藤 一 子	東京大学名誉教授
河 又 裕 介	蕨市PTA連合会会長

### 4. 事務事業点検評価の結果

評価につきましては、各施策の目標が「達成されている」をA、「どちらかという」と達成されている」をB、「どちらかという」と達成されていない」をC、「達成されていない」をDとする4段階の評価で行い、図書館は担当課評価、外部委員評価、ともに「A」の結果となりました。